

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		R 2 - 1		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		門川町長 安田 修		(所在地)		東臼杵郡門川町本町1-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)				(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期相手方及び方法		備考	
番号	所在	地番	林班	小班番	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期相手方及び方法		備考
1	大字川内	5570番1	93	ウ	21	山林	0.69588	スギ	62	2021.1.1	5年	2025.12.31	別添1の②参照		別添2の②参照		別添3参照		
2	同上	5570番1	93	ウ	22	山林		ヒノキ	31	2021.1.1	5年	2025.12.31	別添1の②参照		別添2の②参照		別添3参照		
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)									
番号	所在	地番	林班	小班番	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地		氏名又は名称		権原の種類		同意印		備考	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

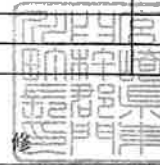
住所 東臼杵郡門川町本町1-1

名称 門川町長 安田 修

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

名称



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有不明者森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
②	所在	地番	林班	小班群	小班	<input type="radio"/> 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。 なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年6回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字川内	5570番1	93	ウ	21	
	同上	5570番1	93	ウ	22	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合においては甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
②	所在	地番	林班	小班群	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。※森林保険を付保する場合における保険料も含む。
	大字川内	5570番1	93	ウ	21	
	同上	5570番1	93	ウ	22	

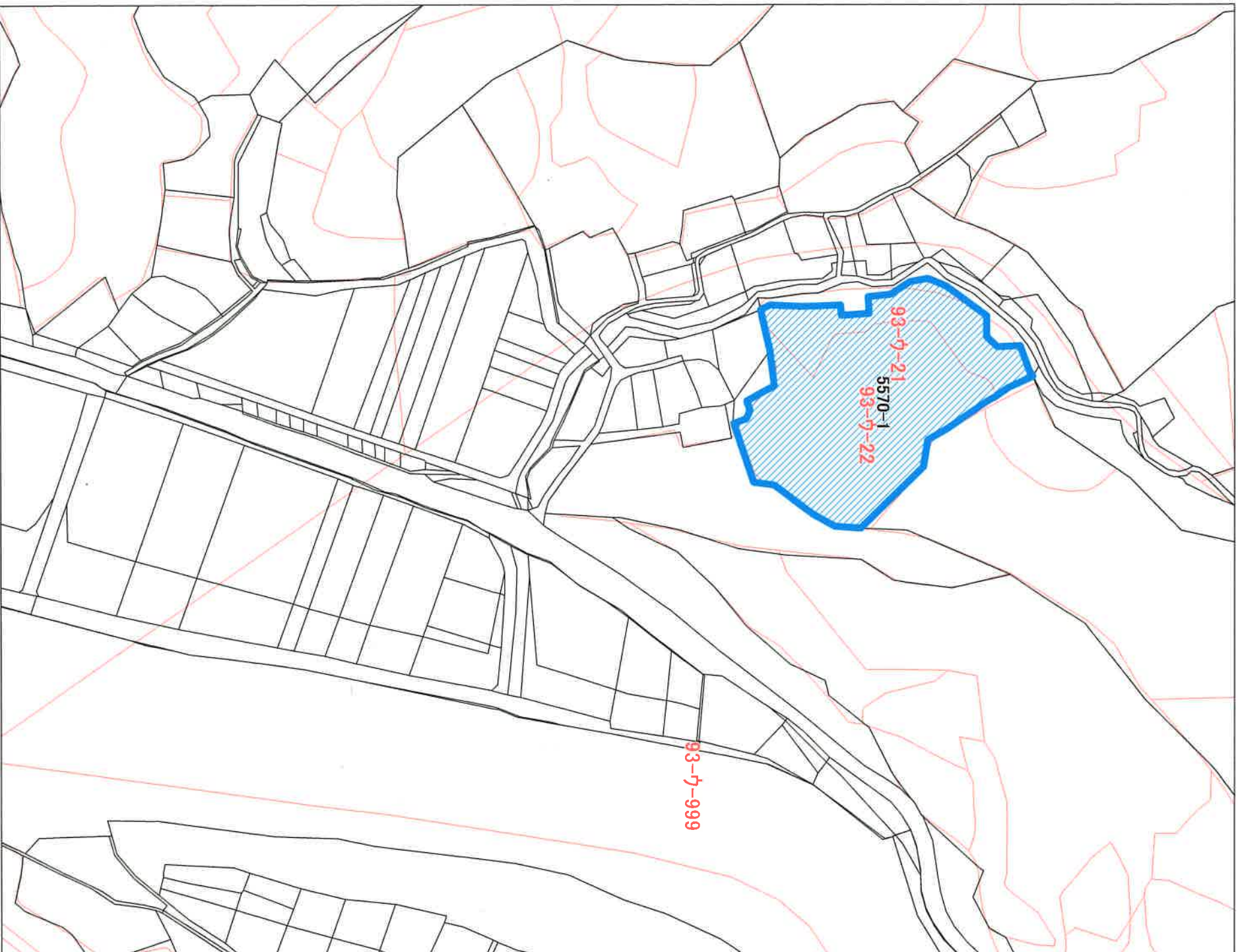
別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



※注意：この地図は森林の土地の所有の境界を確定するものではないため
森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません
門川町役場 令和 2年10月15日